

事 務 連 絡
平成29年9月21日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について（周知依頼）

標記について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月に施行され1年余りが経過しましたが、一部事業者において法の趣旨・内容に関する認識が十分ではないと思われる事案が発生したため、同法に関する適切な対応の推進に関して周知依頼がありました。

については、貴協会におかれましては、傘下会員に対して同法の内容について一層の理解促進を図っていただくとともに、業務において、同法に基づいた適切な対応が図られるよう周知徹底をお願いします。